

5月定例教育委員会 付議案件表

1. 教育長報告

2. 議案

番号	案件名	課名
6	直方市立学校施設等使用条例の改正について	教育総務課
7	直方市立中学校部活動地域展開推進計画について	文化・スポーツ 推進課

3. 協議事項

番号	案件名	課名
1	—	—

4. 報告事項

番号	案件名	課名
1	史跡 筑豊炭田遺跡群 整備基本設計について	文化・スポーツ 推進課
2	直方市学校規模適正化基本計画に基づく複式学級解消について (経過報告)	教育総務課
3	令和8年度の給食費について (教職員等)	教育総務課

5. その他 ・6月行事について(学校教育課 当日配布)

- ・グローバル人材育成進捗報告 (学校教育課)
- ・会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和8年4月15日～令和8年5月12日

月	日	曜日	内容	市議会
4	15	水		
	16	木		
	17	金		
	18	土		
	19	日	2026(令和8)年度直方文化連盟「定期総会」(直方市中央公民館) 第11回直鞍合唱フェスティバル(ユメニティのおがた)	
	20	月		
	21	火		
	22	水		
	23	木	全国学力・学習状況調査実施 市長表敬訪問同席(筑前塾 スポーツチャンバラ全国少年少女大会出場結果報告)(直方市役所)	
	24	金	市教育研究所研究員辞令交付式(直方市役所)	
	25	土		
	26	日		
	27	月		
	28	火	鋤田正義写真展 鋤田の眼 時代の向こうを見る眼 内覧会(直方谷尾美術館)	
	29	水		
	30	木		
5	1	金	直方市男女共同参画推進本部会議(直方市役所)	
	2	土		
	3	日		
	4	月		
	5	火		
	6	水		
	7	木	定例校長会議(直方市役所)	
	8	金		
	9	土		
	10	日		
	11	月		
	12	火	保幼小中高運営委員会(直方市役所) 定例教育委員会(直方市役所)	

教育委員会行事予定

令和8年5月13日～令和8年6月9日

月	日	曜日	内容	市議会
5	13	水		
	14	木		
	15	金		
	16	土	全中学校体育会（市内4中学校）	
	17	日		
	18	月		
	19	火	第20回直方税務署管内租税教育推進協議会定期総会（直方市役所）	
	20	水		
	21	木		
	22	金		
	23	土		
	24	日		
	25	月		
	26	火		
	27	水	北九州地区市町教育委員会連絡協議会役員会（北九州教育事務所） 5月定例教育長会（北九州教育事務所） 直方市防災会議（直方市役所）	
	28	木		
	29	金		
	30	土	小学校運動会（上頓野、福地、中泉）	
	31	日		
6	1	月	定例校長会議（ゆずりあ）	
	2	火	（仮）令和8年度北九州地区市町教育委員会連絡協議会総会・研修会（場所未定）	
	3	水		
	4	木	市教委学校訪問（直方南小） 小中一貫教育推進本部会（直方市役所）	
	5	金	直方市徹底反復学習研修会（植木小）	市議会6月 定例会告示
	6	土		
	7	日		
	8	月	小中一貫教育推進本部会（直方市役所）	
	9	火	定例教育委員会（直方市役所）	

議案第 6 号

直方市立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について

直方市立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 5 月 12 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定により提案するものである。

直方市立学校施設等使用条例の一部を改正する条例

直方市立学校施設等使用条例（平成18年直方市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中「

運動場	160円
-----	------

」を「

屋内運動場（照明含む）	180円
-------------	------

屋内運動場用空調	410円
----------	------

」に改め、同表運動場用照明の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。

直方市立学校施設等使用条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新		旧	
別表(第4条関係) 屋内運動場		別表(第4条関係) 屋内運動場	
利用区分	使用料(1時間当たり)	利用区分	使用料(1時間当たり)
<u>屋内運動場(照明含む)</u>	180円	<u>運動場</u>	160円
<u>屋内運動場用空調</u>	410円	会議室	80円
会議室	80円	調理室	330円
調理室	330円	<u>運動場用照明</u>	350円
備考 調理室の使用料については、ガス・水道使用料を含む。		備考 調理室の使用料については、ガス・水道使用料を含む。	

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。

直方市立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について

1. 改正概要

① 目的

- 照明LED化による料金見直し
- エアコン導入による料金新設

② 条例、規則の改正及び要綱の廃止

- 直方市立学校施設等使用条例（料金）
- 直方市立学校施設等使用条例施行規則（減免、適用団体）
- 直方市立学校施設等使用料に関する取扱い要綱（廃止し、規則に統一）

③ スケジュール

- 6月 （議会）条例改正、（教育委員会）規則改正、要綱廃止
- 8月 条例施行（新料金適用、空調稼働）

2. 条例改正、規則改正の考え方

① （条例）照明代について

- 料金体系の簡素化
 - ✓ LED照明化による電気代の大幅低額化（20円/時）を踏まえて、**場所代と一括**として、料金体系を簡素化する。
 - ✓ 空調運転時には、カーテンを閉めるため、昼間でも照明が必要となることから、**場所代と照明代の一括化が適切**。
 - ✓ 県下自治体では、一括徴収、分離徴収、金額は多様。

② （規則要綱）**減免規定の一部廃止**

- 現在の減額

区分	場所代	照明代
児童・生徒	免除	1/2
一般	規定どおり	規定どおり
市事業等	免除	免除

- LED照明化による電気代の大幅低額化（20円/時）により、減額規定の効果が、実質的に0に等しくなる。
- 施設管理者が常駐しない施設のため、減免規定適用が適切か確認不能。
- 負担の公平性、公正性を確保するためには、全ての利用者を一律に取り扱うことが適切。

- 料金体系簡素化（照明代の）により、学校での受付事務負担の軽減を見込む。
- **負担増となるヘビーユーザーの現状調査のためにアンケート実施**
 - ✓ 休日の利用状況（人数、参加者、外部者）、会費、会員数等

③ エアコン代について

- 熱源に関わらず統一する。
- R8年度時点では、ガス5校、電気3校のため、ガスを中心に考える。
- ガス代 820 円/時間、使用料 410 円/時間とする。
 - ✓ H30年使用料見直しでは、受益者負担率 50%施設に該当

④ 改正案

- 直方市立学校施設等使用条例（料金）

利用区分	現・使用料(1時間あたり)	新
運動場	160 円	180 円
会議室	80 円	変更なし
調理室	330 円	変更なし
運動場用照明	350 円	削除
運動場用空調		410 円

- 直方市立学校施設等使用料に関する取扱い要綱（減免、適用団体）

（特別な理由）

第 2 条 条例第 4 条第 4 項の規定による直方市教育委員会(以下「委員会」という。)が特別な理由があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 災害時における緊急避難場所として使用するとき。
- (2) 国、県及び地方公共団体が公務のために使用するとき。
- (3) 市内の中学校が部活動として使用するとき。
- (4) 自治会及び公民館の公式行事として使用するとき。
- (5) PTA の公式行事として使用するとき。
- (6) ~~市内の小中学校に通う児童及び生徒の社会教育の目的で使用するとき。~~

（使用料の減免）

第 3 条 委員会は、前条第 1 号から第 5 号までに該当する場合は、使用料及び運動場照明用電気使用料を全額免除する。

~~2—委員会は、前条第 6 号に該当する場合は、使用料を全額免除し、運動場照明用電気使用料の半額を免除する。~~

3. 予約管理システムの導入へ

- 利用者の利便性向上
- 効率的な管理
- キャッシュレス化
- 学校の負担軽減

議案第7号

直方市立中学校部活動地域展開推進計画について

直方市立中学校部活動地域展開推進計画について、別紙のとおり提案する。

令和8年5月12日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄 司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第3条の規定により提案するものである

直方市中学校部活動地域展開 推進計画（案）

令和8年●月

直方市教育委員会

目次

はじめに.....	2
第1章 推進計画策定の背景	3
1. 国の動向.....	3
2. 直方市の中学校部活動を取り巻く現状	4
3. 検討委員会の設置及び答申	6
4. 計画期間.....	6
第2章 基本理念及び基本方針	7
第3章 計画推進の枠組み（体制・評価）	8
1. 目標.....	8
2. トライアル事業の実施.....	8
3. 計画の進捗管理及び評価	8
第4章 計画推進にあたっての留意点及び推進体制	9
1. 運営事務局について	9
2. 指導者の質と量の確保について	11
3. 教員の負担軽減について	11
4. 活動場所の確保について	11
5. 活動費について.....	11
6. 安全確保について	12
7. 適切な活動時間及び休養日の確保について	12
第5章 これからの取組.....	13
1. 休日の部活動について.....	13
2. 認定地域クラブについて	13
3. 認定地域クラブ数及び対象競技.....	14
4. 指導者について.....	15
第6章 今後のスケジュール	16
1. 改革に向けた全体のスケジュール.....	16

はじめに

中学校部活動は、これまで学校教育の一環として、生徒の体力向上や技能の習得にとどまらず、協調性や責任感、挑戦する心を育む重要な役割を果たしてきました。一方で、少子化の進行や生徒数の減少、教員の働き方改革の推進など、部活動を取り巻く環境は大きく変化しており、従来の学校単位での運営体制を将来にわたり維持していくことが難しくなっています。

国においては、休日の部活動の段階的な地域展開をはじめとする方針が示され、持続可能な活動環境の構築が求められています。本市においても、こうした動向を踏まえ、直方市中学校部活動地域展開等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、部活動の地域展開の在り方について協議を重ね、答申を受けました。答申では、生徒の活動機会の確保を最優先とし、地域と学校が連携した新たな運営体制の構築、指導者の確保と育成、経済的配慮、段階的な展開の必要性等が示されています。

本市教育委員会は、この答申を尊重するとともに、すべての生徒が将来にわたり安心してスポーツ・文化活動に親しむことができる環境を確保するため、本計画を策定しました。本計画は、本市における中学校部活動地域展開の基本的な方向性を示すものであり、具体的な取組については、関係者との協議を重ねながら、段階的に推進してまいります。

直方市教育委員会

第1章 推進計画策定の背景

1. 国の動向

これまで文部科学省において、平成30年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行い、平成31年には中央教育審議会や国会において学校における働き方改革の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘されました。また、令和2年9月スポーツ庁の通知「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域展開を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする」ことが示されました。

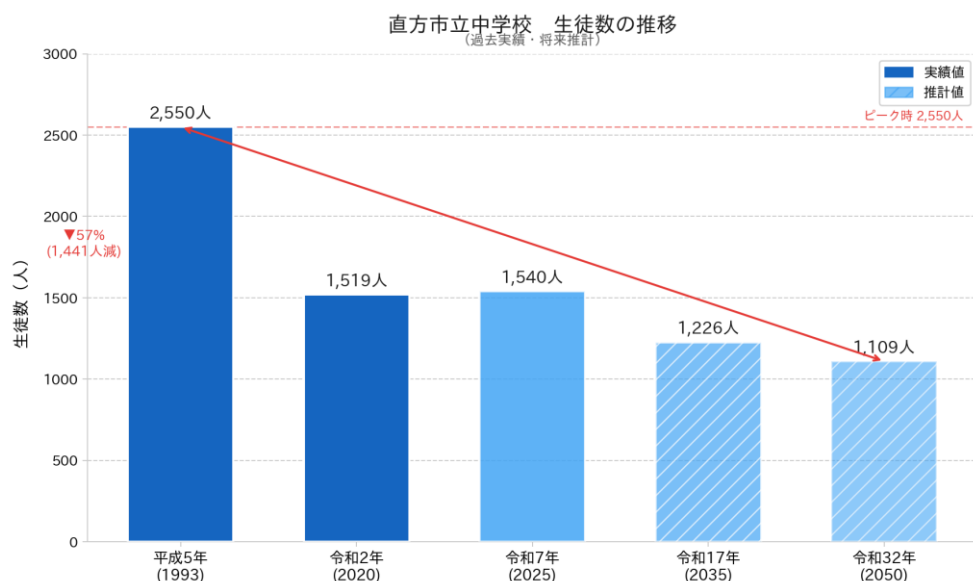
そして、令和4年12月にスポーツ庁、文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、「学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への展開に取り組む」ことが示されました。

その後、令和6年12月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の中間とりまとめが公表されました。さらに、令和7年5月には同実行会議の最終とりまとめが公表され、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」と位置付け、改革実行期間内に原則全ての学校部活動において休日の地域展開の実現を目指すことが示されました。また、従来「地域移行」と呼ばれてきた名称は、地域全体で関係者が連携して支えるという改革の理念をよりの確に表すため、「地域展開」に変更されました。

これを受け、令和7年12月には文部科学省において「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が策定され、改革実行期間における部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関する国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等が示されています。本市においては、このガイドラインに基づき、地域の実情を踏まえながら改革を進めることとします。

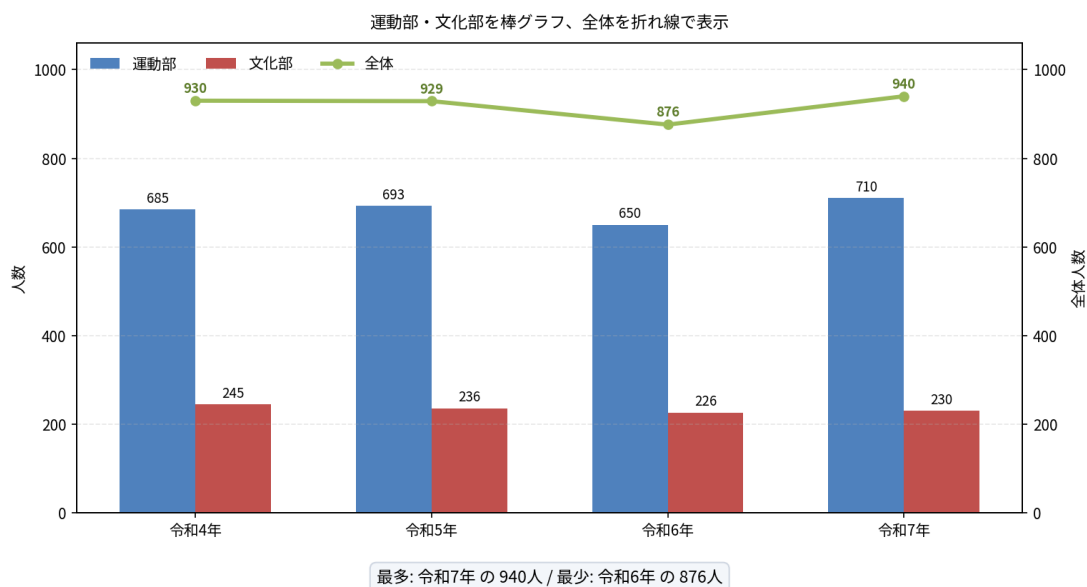
2. 直方市の中学校部活動を取り巻く現状

I.直方市立中学校生徒数の推移（過去～未来予測）



II.直方市立中学校部活動加入者数の推移

部活動加入者数の推移



令和7年現在、市内4中学校で部活動に所属する生徒数は940名となっています。また、文化部を含む16種目の部活動が活動していますが、4中学校中1中学校のみ活動している部活動（男子バレーボール、柔道、剣道）、2中学校で活動している部活動（男女ソフトテニス、陸上、野球、サッカー）となっています。今後も生徒数の減少等により存続が危うい部活動は増

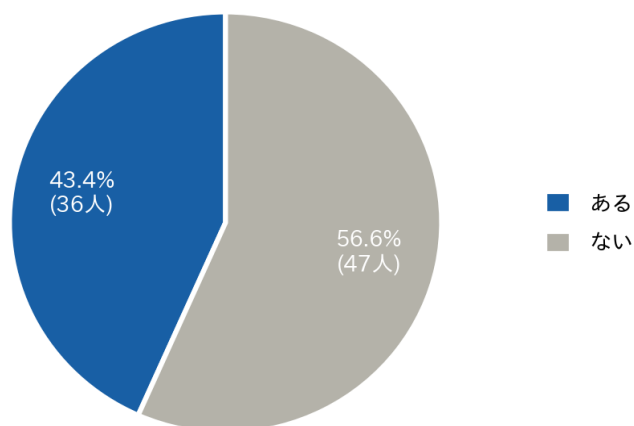
加傾向にあるといえます。また、指導にあたっている教員についても、専門性（経験あり）のある顧問が83名中36名（43%）となっており、外部指導者が指導している部活動もありますが、現状として専門性のある部活動指導者が不足している状況となっています。

なお、文化部については、現在市内4中学校で吹奏楽・美術等の部活動が設置されていますが、運動部と同様に少子化による部員数の減少が進んでいます。また、文化部の指導にあたる教員も専門的な資格や技能を有しない場合があり、地域の文化芸術団体や専門家との連携による指導体制の構築が求められています。

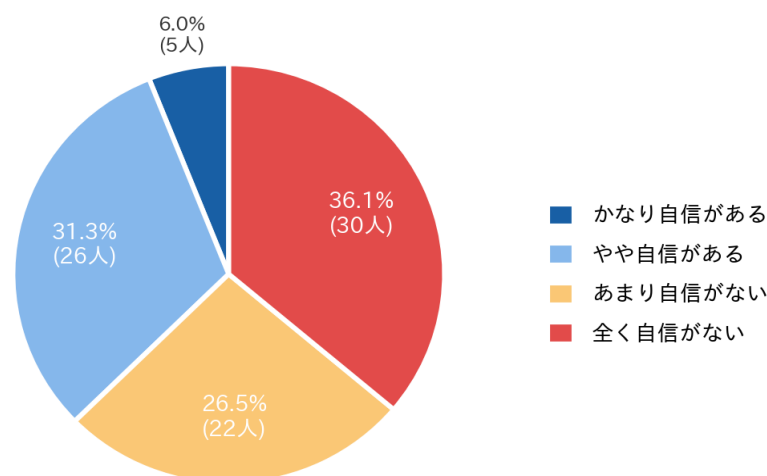
【直方市立中学校の部活動地域展開に関わる実態調査より】

4 中学校からの回答数 計 97人 （未回答があるため、数値に相違あり）

Q1 現在担当している部活動の競技歴

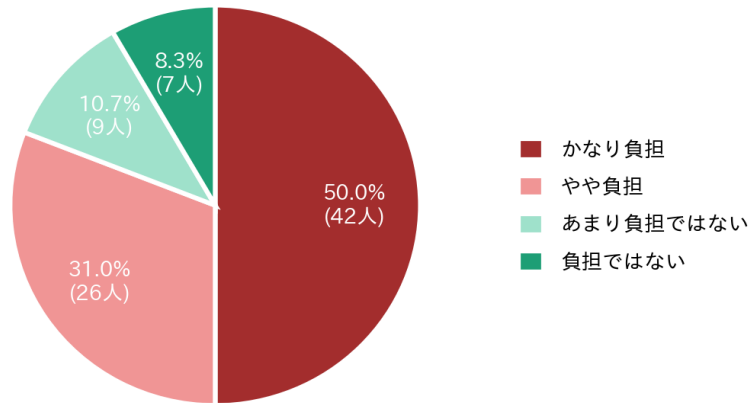


Q2 現在担当する部活動の実技指導に対する自信



専門性（指導経験）がないため、実技指導に不安を抱えている教員が多くなっています。

Q3 休日の部活動に関わることへの負担感



休日の指導や大会への引率を求められる点など教員への負担が大きく、教員の働き方改革という面からも改革が求められています。

部活動の在り方を継続するためには、教員以外の指導者確保が必要となります。

3. 中学校部活動地域展開等検討委員会の設置及び答申

本市における中学校部活動の地域展開の在り方について検討するため、検討委員会を設置し、関係者による協議を重ねてきました。同委員会からは、生徒の活動機会の確保を最優先とし、地域と学校が連携した持続可能な運営体制の構築、指導者の確保及び育成、経済的配慮、段階的な展開の必要性等について提言がなされました。

4. 計画期間

本計画の期間は、国のガイドラインにおいて改革実行期間とされている令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

なお、令和8年度を地域展開初年度と位置付け、段階的に体制整備を進めます。

第2章 基本理念及び基本方針

1. 基本理念

国の動向及び検討委員会からの答申を踏まえ、本市は次の基本理念のもと、部活動地域展開を推進します。

本市は、すべての生徒が、将来にわたり安全で質の高いスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を、学校・家庭・地域が連携して持続可能な形で構築します。

2. 基本方針

本市は、次の4つの方針に基づいて地域展開・地域連携を推進していきます。

(1) 生徒の思いを第一に考えます

生徒一人ひとりの思いを第一に考え、希望するクラブ活動が実施できるよう環境の整備に取り組みます。

(2) 持続可能な実施体制を確保します

将来にわたり、生徒が持続的にスポーツや文化芸術活動に親しむことができる活動の機会を確保していきます。

(3) 教員の負担軽減と兼職兼業できる環境の整備を目指します

現在行われている部活動指導（顧問）に関わる教員の負担軽減を目指すとともに、指導に関わることを希望する教員の兼職兼業できる環境を整備していきます。

(4) 多様な主体が相互に関わり合いながら活動する地域展開を目指します

既存の合同部活動や部活動指導者等の地域連携の方策を活用しつつ、将来的には学校・行政・保護者や地域の団体、民間企業等の多様な主体が関わり合いながら地域全体で支援し、地域展開の実現を目指していきます。

第3章 計画推進の枠組み（体制・評価）

1. 目標

本市においては、国のガイドラインに沿い、中学校部活動を地域に展開し、地域全体で子供たちの活動を支援していくことを最終目標とします。その目標の実現に向けた中間目標として、令和13年度までに休日の全ての部活動を地域クラブへ展開することを目指します。

なお、本計画の推進に際しては、国や福岡県の動向に柔軟に対応し、その内容や状況等に変更があった場合には、本計画の内容も見直します。

2. トライアル事業の実施

地域展開に当たっては、急激な展開による混乱を避けるため、段階的な導入を基本とします。そのため、令和8年度内に特定種目においてトライアル事業を実施し、課題の検証及び改善を図った上で、全市的な展開を目指します。

トライアルの成果及び課題については、中学校部活動地域展開等検討委員会において検証し、本計画に反映します。本計画において「トライアル事業」とは、本格実施に先立ち、おおむね1年間を目安として、特定の認定地域クラブを対象として試行的に地域展開を実施し、課題の把握・改善を図る事業を指します。

3. 計画の進捗管理及び評価

本計画を着実に推進するため、進捗状況を定期的に把握し、必要に応じて改善を図ります。評価に当たっては、次の観点に基づき指標（KPI）を設定し、達成状況を検証します。検討委員会において評価結果を共有し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

【評価指標（KPI）】

指標	目標値：R13
休日地域展開実施種目数	12種目
休日認定地域クラブ数	22クラブ
平日地域展開実施種目数	6種目
平日認定地域クラブ数	11クラブ
指導者登録者数（研修修了者含む）	70人
認定地域クラブ登録生徒数（R13生徒数の約50%）	700人
クラブ継続運営率	90%以上
生徒・保護者満足度	80%以上
事故発生件数	重大事故ゼロ

第4章 計画推進にあたっての留意点及び推進体制

本計画の推進に当たっては、学校、地域、保護者及び関係団体との十分な連携を図りながら、段階的かつ計画的に取り組むものとします。

また、持続可能な運営体制を構築するため、次のとおり推進体制を整備します。

1. 運営事務局について

運営事務局は、令和8年度内に教育委員会内（文化・スポーツ推進課）に設置します。本計画に基づく取組の総合調整機能を担い、学校、地域クラブ、指導者、保護者及び関係団体との連絡調整を行うとともに、持続可能な運営体制の構築を図ります。

(1) 主な業務内容

運営事務局は、次の業務を所掌します。

- ・地域クラブの認定及び運営支援
- ・指導者の確保及び登録管理
- ・教員の兼職兼業手続きに関する調整
- ・活動場所の調整及び施設利用に関する連絡調整（使用料減免制度に関する情報提供を含む。）
- ・保険加入及び安全管理体制の整備
- ・事故、トラブル発生時の対応及び再発防止策の検討
- ・保護者及び市民への周知・相談対応
- ・実施状況の把握及び効果検証
- ・会費（参加費）の徴収に関する事務
- ・財政支援（補助金等）の申請受付及び審査補助

(2) 総括コーディネーターの配置

地域展開の推進に当たり、種目横断的な調整及び実務統括を担う「総括コーディネーター」を配置します。総括コーディネーターは、運営事務局と各学校・地域クラブとの橋渡し役として、次の役割を担います。

- ・各種目間の運営状況の把握及び課題整理
- ・学校との連絡調整及び合意形成支援
- ・認定地域クラブとの連絡調整及び活動状況の把握

- ・指導者配置の調整及び支援
- ・トライアル事業の進行管理
- ・課題の可視化及び改善提案

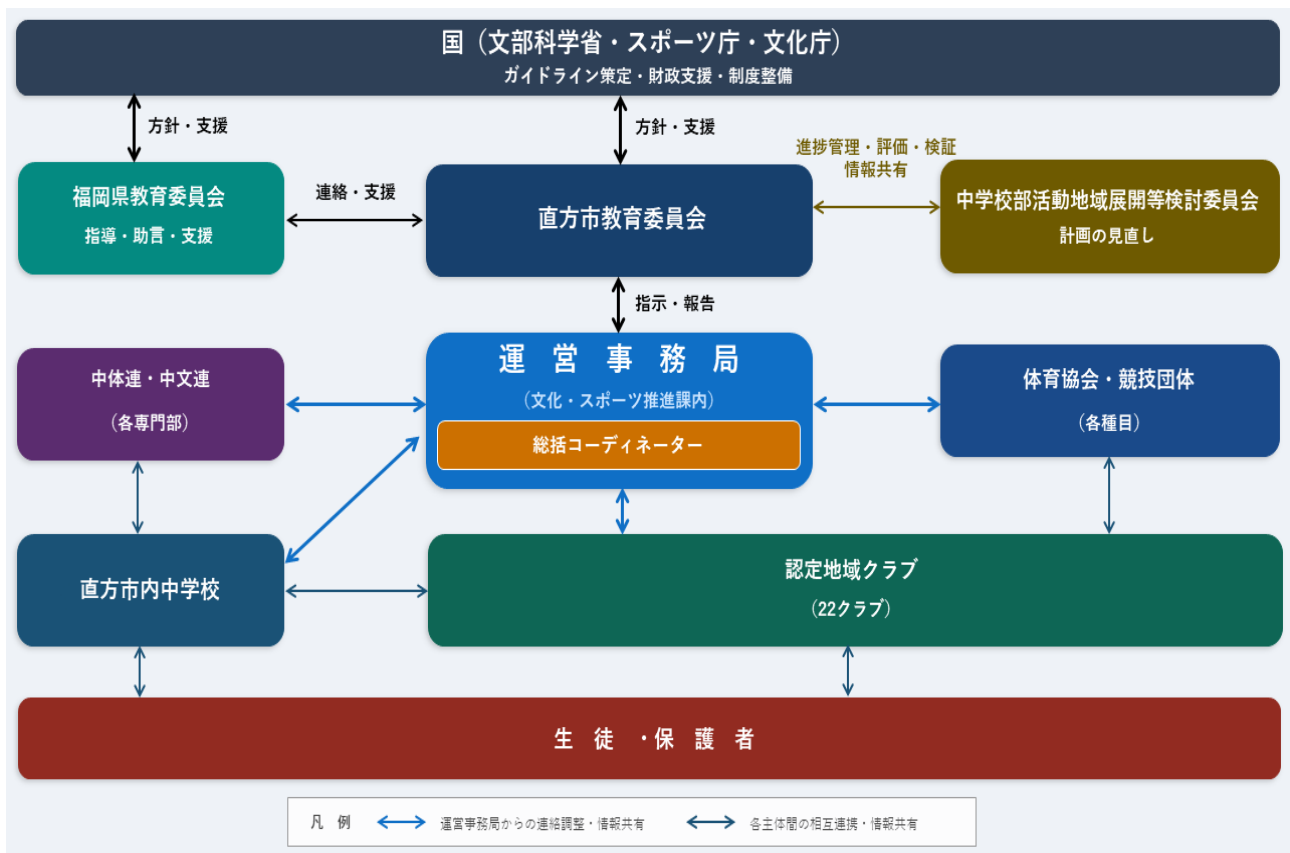
なお、当分の間は、総括コーディネーター1名体制で業務を進めることとします。配置形態については、事業の進捗状況や地域展開の規模拡大に応じて、必要な見直しを検討します。

(3) 中学校部活動地域展開等検討委員会

本計画の進行管理及び効果検証を行うため、検討委員会において引き続き検討を行います。検討委員会は、地域展開の進捗状況の確認、課題の整理及び改善策の検討を行うとともに、必要に応じて本計画の見直しについて意見を述べるものとします。

(4) 学校及び関係団体との連携体制

運営事務局は、各中学校、競技団体、文化団体等と定期的に情報共有の機会を設け、連携体制の強化を図ります。また、種目ごとに教員、指導者、競技団体等の関係者間で協議を行い、運営上の課題や改善策を運営事務局において整理します。



2. 指導者の質と量の確保について

部活動の地域展開を持続可能な取組とするためには、専門性と指導力を備えた指導者の安定的な確保が不可欠となります。本市においては、地域の競技団体、文化団体、大学、民間団体等との連携を強化し、地域人材の発掘・育成に努めるとともに、広域的な人材活用の仕組みについても活用を検討します。具体的には、県域の人材活用制度（例：福岡県アスリート人材活用コンソーシアム、福岡県スポーツリーダーバンク）等の情報収集及び連携を進め、専門的知見や競技経験を有する人材の参画機会の拡充を図ります。文化部活動の指導者確保については、文化芸術分野の特性を踏まえた取組を推進します。具体的には、直方市文化連盟や吹奏楽・美術等の専門団体、地域のアーティスト・演奏家等との連携を図り、専門的知見を有する人材の発掘・登録を進めます。あわせて、指導者を対象とした研修の実施や情報共有体制の整備を通じて、指導の質の向上及び安全管理体制の強化を推進します。さらに、指導者の採用にあたっては日本版 DBS を活用し、不適切行為の防止を徹底します。

また、指導者の安定的な確保を図るためには、専門性及び活動内容に応じた適切な処遇の確保が重要となります。報酬の水準については、国のガイドラインに示される報酬水準と同等の報酬を基準とし、市の財政状況や活動実態を踏まえ、持続可能な仕組みとして段階的に整備します。

3. 教員の負担軽減について

教員の負担軽減のため、教員が部活動指導に携わらなくてもよい体制の構築を段階的に進めていくことが必要となります。一方で、指導に携わることを希望する教員の思いを実現するため、教員の兼職兼業制度を構築し、教員が地域の人材の一人として地域クラブ活動に関わっていくことができる体制の整備が必須となります。なお、兼職兼業を行う教員の時間外勤務等の確認を行っていくような制度設計も行い、学校教育の質の向上を目指すことが重要となります。

4. 活動場所の確保について

活動場所については、中学校施設を基本とし、必要に応じて市の公共施設や民間施設等を利用していく予定としています。市及び運営事務局は、活動場所を円滑に利用できるようにするため、条例や規則等の整備や改正、関係部署との調整等を行っていきます。

5. 活動費について

地域展開に伴う活動費については、持続可能な運営体制の構築を基本とし、受益者負担の考え方を踏まえつつ整理します。トライアル事業の検証を基に、本格実施に向け会費を設定します。その際、国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情に応じた適切な額を設定します。

一方で、すべての生徒が経済的事情にかかわらず安心して活動に参加できる環境を確保することが重要となります。そのため、経済的に困窮する家庭の生徒の参加機会が損なわれることのないよう配慮し、既存の就学援助制度等との整合を図りながら、国及び県の支援制度の動向を踏まえ、必要な支援の在り方について検討します。また、地域展開を契機として、企業協賛やふるさと納税の活用等、新たな財源の確保策についても積極的に検討し、多様な財源を組み合わせることで、生徒の活動機会を経済的事情に左右されない形で持続的に確保することを目指します。

6. 安全確保について

クラブ活動に参加している生徒・指導者の安全を確保するために、スポーツ安全保険等への保険や個人賠償責任保険に加入することを条件とします。

指導者は、怪我や暴力等の問題を生じさせないことは当然ですが、万が一そのような事案が発生した場合には、学校や運営事務局と情報を共有し、適切に対処します。また、指導者には、生徒の心身の健康管理や体罰・ハラスメントの根絶に向けた研修を実施し、指導者の資質の向上に努めます。

7. 適切な活動時間及び休養日の確保について

生徒の心身の健全な成長及び安全の確保の観点から、地域クラブ活動においては、適切な活動時間及び休養日の設定を行います。

活動時間については、平日は概ね2時間程度、学校の休業日は概ね3時間程度とし、週当たり2日以上休養日（平日1日以上及び週末1日以上）を確保することを基本とします。

また、活動時間及び休養日については、国・県のガイドラインを踏まえ、適切に見直しを行うこととします。

第5章 これからの取組

1. 休日の部活動について

本市では、休日における部活動の地域展開について、次のとおり段階的に進めていきます。

(1) トライアル事業（令和8年度内開始～おおむね1年間）

認定地域クラブの参加申請受付を開始し、準備が整い次第、令和8年度内に休日の部活動を地域クラブとして実施するトライアル事業を開始します。トライアル事業は、本格実施に向けた課題の把握・検証を目的とするものであり、運営上の課題や生徒・保護者の満足度等について検討委員会において評価・改善を行います。

(2) 本格実施（令和10年度～）

トライアル事業及び対象拡大期間の成果・課題を踏まえ令和10年度以降の準備が整った時点で、休日における全ての部活動の地域展開を本格的に推進します。

なお、令和8年度から全中学校において生徒・保護者・教職員向けの説明会を実施し、地域展開の趣旨・仕組み・活動費に関する事項・高校入試での取り扱い等について丁寧に周知します。

2. 認定地域クラブについて

本市における部活動地域展開を円滑に進めるため、一定の基準を満たす地域クラブを「直方市認定地域クラブ」（以下「認定地域クラブ」という。）として位置付けます。

認定は、生徒が安全かつ安心して活動できる環境を確保するとともに、活動の質を担保することを目的とします。

認定地域クラブは、単一の中学校の生徒のみを対象とするのではなく、複数の中学校の生徒を受け入れる仕組みとすることを基本とします。これにより、生徒数が少ない学校の生徒であっても希望する活動に参加できる機会を確保するとともに、学校の垣根を越えた仲間とのつながりを創出します。

(1) 認定基準

認定地域クラブは、次に掲げる基準を満たすものとします。

- ① 学校部活動の教育的意義を継承・発展させた活動であること。
- ② 適切な活動時間及び休養日が設定されていること。
- ③ 可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- ④ 適切な指導体制が確保されていること。
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること。

- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること。
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること。

(2) 認定の方法

認定の手続き及び詳細な基準については、別に定める要綱により運用します。認定後も、必要に応じて活動状況の確認を行い、基準を満たさない場合は認定の見直しを行います。

(3) 活動支援

認定地域クラブは、市内学校施設やその他公共施設等を優先的に利用でき、施設使用料等の減免を受けることができます。また、指導者への報酬や行政からの活動支援等を検討します。

3. 認定地域クラブ数及び対象競技

本市における認定地域クラブ数については、既存部活動の設置状況、生徒の参加状況、競技人口の見込み、指導者確保の可能性等を総合的に勘案し、22クラブとします。

対象競技及びクラブ数は、次のとおりとします。

- ・卓球 2クラブ（男子1、女子1）
- ・バスケットボール 4クラブ（男子2、女子2）
- ・バレーボール 3クラブ（男子1、女子2）
- ・ソフトテニス 4クラブ（男子2、女子2）
- ・陸上競技 1クラブ
- ・水泳 1クラブ
- ・野球 1クラブ
- ・サッカー 1クラブ
- ・剣道 1クラブ
- ・柔道 1クラブ
- ・吹奏楽 2クラブ
- ・美術 1クラブ

なお、クラブ数及び対象競技については、指導者の確保、生徒数の推移、参加状況及び運営状況を踏まえ、必要に応じて見直します。また、学校部活動として設置されていない新たな種目・活動に係るクラブについては、上記クラブの移行が完了したのちに、生徒のニーズ・指導者確保の状況・運営体制の整備状況等を確認した上で、認定を検討します。

4. 指導者について

本市では、認定地域クラブで指導できる指導者を集めた人材バンクを運営事務局に設置します。指導者は、専門的指導が可能な人材だけでなく、活動の見守り等サポート役となる人材でなければなりません。任用時に県や運営事務局が行う研修等を受講する必要があります。

また、教員の中にも、部活動の指導にやりがいを感じている方もいます。教員の兼職兼業制度の充実を図り、認定地域クラブで指導できる環境整備に取り組みます。

第6章 今後のスケジュール

1. 地域展開に向けた全体のスケジュール

本市では、次の全体スケジュールに沿って、地域展開を実行していきます。令和8年度から令和10年度を「改革実行期間(前期)」と位置付け、令和8年度内にトライアル事業を開始し、トライアル期間(おおむね1年間)を経て、休日部活動の地域展開を進めます。本格実施については令和10年度とし、令和13年度の完了を目指します。令和11年度からは「改革実行期間(後期)」として、休日展開の効果検証を踏まえながら平日部活動の地域展開を段階的に推進します。平日展開については、指導者確保・活動場所・生徒の移動等、休日以上に多くの課題があることから、国の動向や地域の実情を見極めながら、可能な範囲で着実に進めることとし、完了時期については改革実行期間中の取組状況を踏まえて改めて定めます。

なお、改革の実行に当たっては、本市が行政主導により認定地域クラブを統括し、市内中学校4校の部活動を順次地域展開していきます。また、国の制度改正・財政措置の動向を見極めながら、必要に応じて本計画の内容を見直します。

【全体の推進スケジュール】

取組項目	直方市中学校部活動地域展開 推進スケジュール(令和8年度～令和13年度)				
	改革実行期間 前期 (R8～R10年度)			改革実行期間 後期 (R11～R13年度)	
	R8年度	R9年度	R10年度	R11～12年度	R13年度
【休日展開】					
①トライアル事業	◆ R8.4 推進計画確定 ◆ R8. 申請受付開始 トライアル実施 (R8～R9)				
②トライアル事業の検証		検証・見直し			
③休日展開 本格実施				本格実施 (R10年～)	R13年度完了★
【推進体制】					
④運営事務局・体制整備	立上げ・体制整備			運営・改善・拡充	
⑤指導者確保・人材バンク	募集	休日指導者確保・研修		平日指導者確保・研修	
⑥認定地域クラブ整備	制度設計	認定・支援・検証(休日)		認定・支援(平日)	
【周知・制度整備】					
⑦生徒・保護者・教員への周知	説明会(生徒・保護者・教員)			継続的な周知・情報提供	
⑧受益者負担・費用検討		トライアル期間	受益者負担の導入・検討		費用体系の見直し・継続
【平日展開】					
⑨平日展開 準備・検討				効果検証・準備	
⑩平日展開 実施・完了				平日展開 段階的に実施(～R13)	

史跡筑豊炭田遺跡群
旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所耐震改修等基本設計

目次

1. 史跡筑豊炭田遺跡群 旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所耐震改修等基本設計の検討内容	
(1) 直方市史跡整備に係る検討経緯	1
(2) 耐震改修等基本設計の検討内容	1
2. 建築物の概要	
(1) 建築物の概要	2
(2) 会議所配置図及び史跡内動線計画	3
(3) 建築物の構造的な特徴	4
(4) 建築物図面	5
(5) 各室写真	16
(6) 補修履歴	18
1) 基礎・土間	18
2) 床	19
3) 壁	20
4) 天井	21
5) 階段	21
6) 暖炉	22
7) 瓦	22
(7) 建築物の劣化状況	23
1) 基礎	23
2) 外壁	24
3) 床	27
4) 下屋	28
5) 小屋組み	28
6) 屋根	30

3. 耐震診断と補強計画

(1) 耐震診断と補強計画の考え方	31
1) 耐震診断と補強計画方	31
2) 目標とする必要耐震性能	31
(2) 地盤調査結果概要	33
1) ボーリング調査	33
2) スクリューウエイト貫入試験	33
(3) 現況建築物の耐震診断結果	34
1) 建築物の構造的な特徴（4頁再掲）	34
2) 現況建築物の耐震診断結果	35
(4) 耐震補強・補修計画	36
1) 耐震補強・補修方針	36
2) 耐震補強計画概要	39
3) 壁補強計画図	44
4) 現状変更に関連する内外壁補強計画	46
5) 構造補強概要	60
6) 補強後の耐震診断結果	70
7) 補修計画	71
8) 電気設備基本設計	79

令和8年5月12日

直方市学校規模適正化基本計画に基づく複式学級解消について（経過報告）

教育総務課

1. 4/22 中泉小学校保護者説明会
 - 出席5世帯。
主な質疑は、休校提案に至る経過やスクールバスに関するものであった。
 - 翌日、欠席した世帯の児童を通じて、資料を配布。
 - 4/28、30に、アンケート回答をお願いするメールを送信。

【主な説明内容】

 - 学校間交流の実施計画について
 - 通学路の安全対策に関する検討状況について
 - スクールバス導入に関する検討状況について
 - スクールバスの基本案に係るアンケート協力のお願いについて（～5/1）
2. 4/28 中泉小学校区長へ経過報告
3. 4/28 県内全市町村へスクールバス運用状況に関する照会メールを送付
4. 5月下旬～6月上旬（予定）中泉小学校保護者説明会
5. 7月中旬 中泉小学校保護者説明会

「休校のための検討」 に関する保護者説明会

2026年4月22日
中泉小学校図書室

- 1.直方市の学校規模適正化
- 2.中泉小学校の現状、「休校」の取組について
- 3.「休校」検討の取組状況について
 - ①学校間交流の実施計画
 - ②通学路の安全対策
 - ③スクールバス導入
4. アンケート協力をお願いについて
- 5.今後の予定



1.直方市の学校規模適正化 1/2



基本指針

- 「目指す学校教育」
- 学校規模の分類
- 学校規模ごとの対策方針

検討委員会からの答申、
市長との協議を経て、
令和6年8月に決定
ゆずれない部分
を定めたもの

基本計画

- 目指す学校規模
- 2050年における適正な
学校数・学校配置
- 学校規模適正化への
ロードマップ

検討委員会からの答申
パブリックコメント等
を経て、教育委員会で
令和8年1月に決定

実行計画

- 校区再編や学校統合の
具体的なプラン
- 学校施設の整備方針、
優先順位、整備時期
- コスト等の詳細分析

基本計画の決定後に
検討開始する
令和8年度中に
決定予定

1.直方市の学校規模適正化 2/2



直方市学校規模適正化基本計画（令和8年1月決定）の主な内容

「直方市の目指す学校規模」を定め、

小学校：12～18学級
中学校：9～18学級

「直方市の適正な学校数・配置」の方向性を示し、

小学校：3～5校
中学校：2～3校

通学距離・・・おおよその目安
・小学校：4 km以内
・中学校：6 km以内
通学時間・・・一応の目安
・1時間以内

「学校規模適正化へのロードマップ」を描く

	小学校	中学校
2025年	11校	4校
2030年	7～9校	4校
2040年	5～7校	2～3校
2050年	3～5校	2～3校



2.中泉小学校の現状、「休校」の取組について 1/2



2026年4月10日時点

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童数	3	3	7	5	12	11	41

国の基準によると、
複式学級が発生

複式学級：教育上の課題が極めて大きい
= 解消のために**速やかな対策**が必要

複式学級解消の手段：学校統合が基本（「基本計画」より）
学校統合のプラン：「実行計画」で具体的に描く

「実行計画」：令和8年度決定予定 = 時間がかかる
今の児童にとっての課題の解消は、**今**、進めなければ

令和8年1月22日教育委員会の議決により、
課題解決のために、中泉小学校の「休校」の取組を進めることを決定



「休校」

令和9年4月1日から中泉小学校を休止し、中泉小学校の児童は下境小学校へ就学するための取組

※現時点で「休校」は、決定事項ではありません。
ご意見を伺いながら検討し、令和8年7月までに、最終決定をします。

令和8年2月説明会、説明会後のP T Aアンケート、校区説明会等

①児童への配慮・ケア

- ・・・学校間交流を通じて影響を緩和する。
児童の様子を把握する。

②通学路の安全対策

- ・・・要注意箇所の把握し、改善へ取り組む。

③スクールバス

- ・・・スクールバス導入の検討する。

本日は、それぞれの検討状況について、説明いたします。



3-①.学校間交流の実施計画 1/2



なぜ学校間交流を実施するのか？

- ・・・過小規模校の教育上の課題解決のため

義務教育段階の学校の目的

- 児童生徒の能力を伸ばす
- 社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うこと

学校において重要なこと

- 教科等の知識や技能を習得すること
- 集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨すること
- 思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に着けること

過小規模の学校において、少なくなってしまう「多様な考えに触れる」「社会性や規範意識を身に着ける」機会をつくるために、学校間交流を実施します。

そのことが「休校」となった場合に、児童にとって良い影響を及ぼすと考えています。

交流実施後は、振り返りを実施し、児童の感想や意見を聞き、今後の検討に活かします。



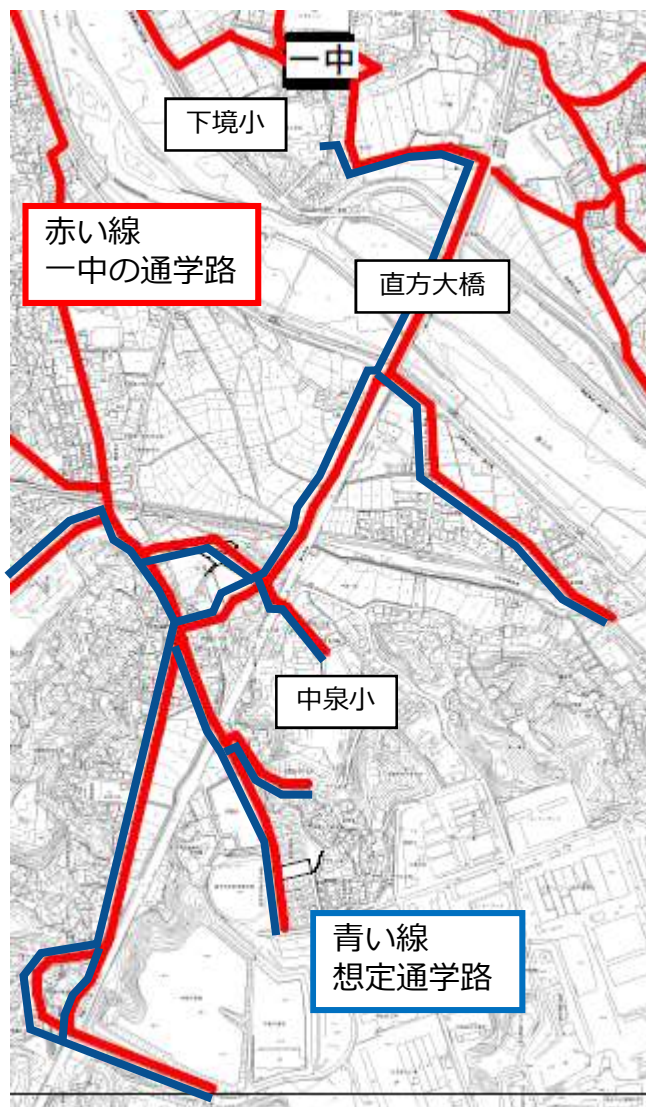
3-①.学校間交流の実施計画 2/2



現時点での（案）です。中泉小学校、下境小学校、学校教育課で一緒に検討を進めています。

中泉小・下境小 学校間交流計画(案)							
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	特支
中泉小	3	3	7	5	11	11	
下境小	24	26	42	30	35	41	
1学期							
4月24日	歓迎遠足						
5月上旬				体育			
6月5日	体育						
6月16日					音楽・体育		
6月17日		生活					
6月19日			体育				
6月				社会			
7月3日				社会科見学			
6月～9月						音楽・体育	
2学期							
9月29日							自立活動
9月30日							自立活動
10月				集会			
10月28日	生活						
10月29日	生活						
10月下旬					事前打ち合わせ		
10/31-10/31					自然教室		
10月下旬～11月		生活					
11月			国語・音楽・給食	総合	人権集会		
12月					学活・総合		
3学期							
1月				体育			
1月下旬～2月初		生活					
2月上旬			縦割り		縦割り		
2月16日							自立活動
3月			体育				
未定	国語				集会		

3-②.通学路の安全対策 1/2



中泉小学校区から下境小学校への通学路
= 一中の通学路を基本として、想定しています。
※想定している通学路の安全点検を進めています。

2月～4月

教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課）で、点検実施し、要注意箇所を把握・抽出しました。

⇒点検調書（=どのような注意が必要か、改善要望等を整理したもの）（3箇所分）を、通学路交通安全プログラム担当課（=用地管理課）に提出しました。

（今後）

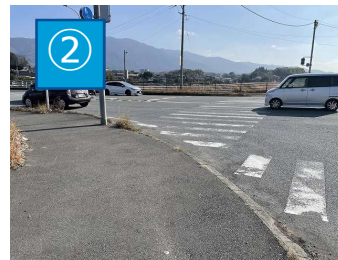
点検、要注意箇所の把握・抽出を継続して行う。

（保護者の皆様にもご協力いただければ幸いです。）

必要に応じて、点検調書の提出

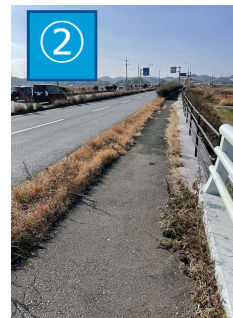
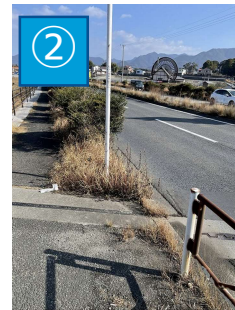
→ 担当課・関係各所と協議 → 対策実行

3-②.通学路の安全対策 2/2



- ①②
- ・横断歩道の白線
 - ・待機場所に、車の侵入を防ぐポール等の設置

- ②
- ・歩道と車道間のガードレール



- ③
- ・横断歩道等の白線

直方市学校規模適正化基本計画（令和8年1月決定）

「学校の統合により、通学時間や距離が長くなる場合には、スクールバスを導入する等の対策を行います」

- ・・・中泉小学校の「休校」することになった場合も、
【スクールバスの検討は必要】という考えのもと、検討を進めています。

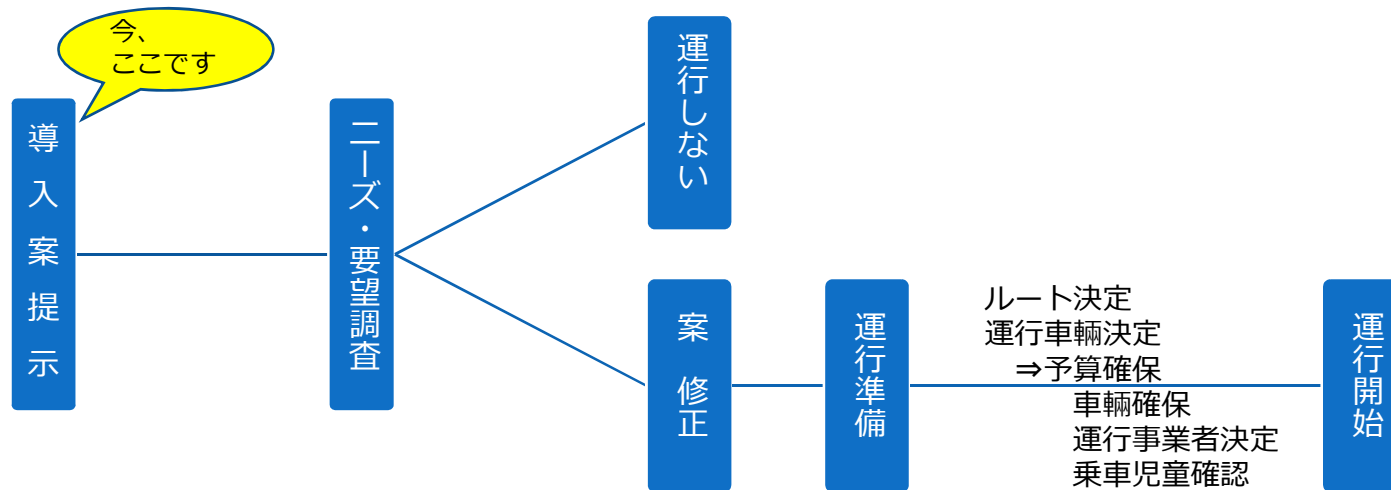
避けたいこと

- ・運行したが、乗車する児童がいない
- ・運行したが、使用する車両が過剰
- ・・・保護者の皆様のニーズを確認しながら、検討を進めたい。

3-③.スクールバス導入 2/2

【導入案】について

- ・乗車できる児童：中泉小学校区に住所を有する児童
- ・登校時
 - 1便・1ルート
 - 中泉中央市営住宅付近をスタートし、
武谷・須賀神社前・直方大橋を經由し、
下境小学校付近に、8時～8時10分頃に到着する。
- ・下校時
 - 2便・1ルート
 - 低学年下校時刻・高学年の下校時刻に合わせて出発
 - 登校時と逆ルート
 - ※学童クラブ、放課後等デイサービス利用の場合は乗車しない。



㊦ 4.アンケート協力をお願いについて 1/2



【導入案】

【中泉中央市住】付近：スタート
【第六八反田市住】付近
【武谷】（コミュニティバス停）付近
【須賀神社前】（コミュニティバス停）付近
～直方大橋経由～

8:00～8:10頃 下境小学校付近到着

【導入案】に対するアンケートを実施



ニーズ、意見を基に【案】を修正

※アンケート結果を基に、
運行ルートや使用する車輛等について
決定をいたします。

非常に重要なアンケートとなりますので、
是非ご協力をお願いいたします。

④ 4.アンケート協力をお願いについて 2/2



アンケートでいただいた情報について

- ・スクールバス導入の検討
- ・学校規模適正化の検討

にのみ、利用させていただきます。

中泉小学校休校に伴うスクールバス利用ニーズアンケート



(<https://ttzk.graffer.jp/city-nogata/smart-apply/surveys-alias/nakaizumishougakkou-schoolbus>)

(5月1日までに、ご回答をお願いします)

アンケートに関する問い合わせ先

直方市教育委員会 教育総務課 規模適正化推進係

T E L : 0949-25-2322 担当 : 田代

説明会の開催予定

- 5月下旬～6月中旬

- 7月中旬

※令和8年7月末頃

令和9年4月からの「休校」の可否につき、
教育委員会にて決定

(公印省略)

直教総第139号
令和8年4月24日

関係者 各位

直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

令和8年度の給食費について

令和8年度からの給食費改定については、既にお知らせ(令和8年3月1日付文書)したところですが、このたび福岡県学校給食会から牛乳および米飯の価格の通知(令和8年3月30日付文書)があり、令和7年度と比べ、大幅な値上がりとなりました。

このことから、令和8年度の給食費を下記の通りといたしますのでお知らせいたします。

なお、現在の世界情勢等により物価高騰がさらに進む場合には、年度途中で再度給食費を見直す可能性もあることを申し添えます。

記

1. 給食費の額

	3月1日通知分	今回改定
小学校	月額5,700円(1食331円)	月額6,000円(1食349円)
中学校	月額5,750円(1食351円)	月額6,050円(1食369円)

2. 対象者

- ・教職員
- ・用務員
- ・調理員、配膳員
- ・保護者(試食会など)
- ・その他直方市立小中学校に在籍する児童生徒以外の喫食者(体験入学など)

3. 適用開始月

令和8年4月

以上

直方市教育委員会
教育総務課
TEL:0949-25-2321